

備北地域保健対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、備北地域保健対策協議会（略称 備北圏域地対協）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島県北部保健所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、備北二次保健医療圏内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査し、必要な事業を実施することにより、備北二次保健医療圏域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、備北圏域内の次のものをもって構成する。

- (1) 三次市，庄原市
- (2) 三次地区医師会，庄原市医師会
- (3) 三次市歯科医師会，庄原市歯科医師会
- (4) 三次薬剤師会
- (5) 備北メディカルネットワーク，市立三次中央病院，三次地区医療センター，庄原赤十字病院，庄原市立西城市民病院
- (6) 庄原市公衆衛生推進協議会
- (7) 三次市社会福祉協議会，庄原市社会福祉協議会
- (8) 広島県北部保健所
- (9) 広島県北部厚生環境事務所

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉についての協議
- (2) 保健・医療・福祉の年次報告の作成
- (3) 保健・医療・福祉の推進に必要な協議，調査研究，調整及びこれらに基づく必要な事業
- (4) 保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成及び指導
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 理事は、会務を処理する。
- 4 監事は、会務及び会計監査を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員による後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(選任の方法)

第9条 会長、副会長、監事は理事の互選によりこれを選出する。

- 2 理事は、第4条の構成団体が協議し、構成団体から選出する。

(会議)

第10条 本会の会議は、理事会とし、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、原則として毎年2回定例会を開催するほか、必要に応じて会長はこれを召集し、臨時会を開催することができる。

- 2 理事会は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。
- 3 理事会は、会長が召集し、議長となる。

(幹事会)

第11条 会長は、必要に応じて幹事会を設け、必要事項につき協議することができる。

- 2 幹事会の幹事は、会長が適宜これを委嘱する。

(部会)

第12条 会長は、必要に応じて専門部会を設け、必要事項につき協議することができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が適宜これを委嘱する。

(経 費)

第13条 本会の運営費は、補助金、市負担金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 前各条に定めるもののほか、本会の運営及びその他必要な事項については、会長が理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、平成9年8月28日から施行する。
- 2 最初に選任された役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 3 平成12年5月18日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 4 平成13年5月17日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 5 平成13年12月13日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 6 平成16年5月20日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 7 平成16年12月9日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 8 平成17年5月19日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 9 平成17年12月8日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 10 平成21年5月14日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 11 平成30年10月25日 規約の一部を改正し、同日から施行する。
- 12 令和元年5月23日 規約の一部を改正し、同日から施行する。